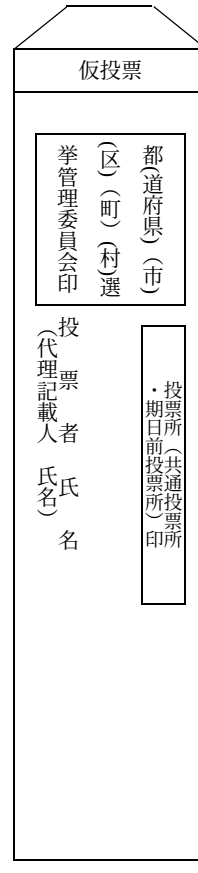
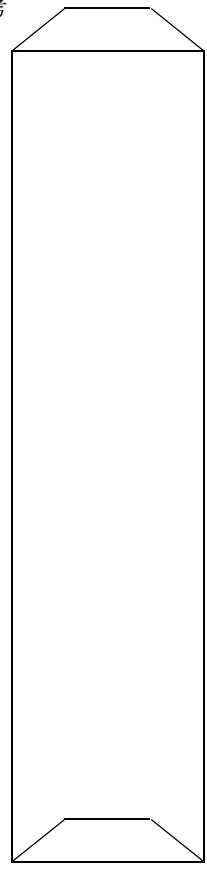
表



裏



備考

一　投票所印は、あらかじめ封筒に左の印章を押し又は印刷しておき、各投票所において投票所名を記入し、これに代えても差し支えない。

投票所

二　共通投票所印及び期日前投票所印については、備考一に準ずる。ただし、二以上の共通投票所を設けない場合又は二以上の期日前投票所を設けない場合には、共通投票所名又は期日前投票所名を記入する必要はない。

三　封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考四及び五に準ずる。

四　法第五十条の規定による仮投票に関し法第四十八条の規定により代理投票をさせた場合においては、投票管理者は、封筒の表面に法第四十八条該当である旨を記載しなければならない。

五　令第四十一条第二項又は第三項の場合においては、表面左下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。